

資料3 自治体の再生利用指定制度に関する運用基準等

福島県

○福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成六年二月四日

福島県規則第六号

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(様式第一号)とする。

2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(様式第二号)を当該許可の申請をした者に交付する。

(平一六規則三二・全改)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(様式第三号)とする。

(平一六規則三二・全改)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第三条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(様式第四号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第四条 省令第五条の四の二第一項及び省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(様式第五号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第五条 省令第五条の五第一項及び省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(様式第六号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第六条 省令第五条の五の二第一項及び省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第七号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第七条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(様式第八号)を知事に提出して行うものとする。

2 知事は、法第九条の三第一項又は第七項の規定による届出を受理したときは、受理書(様式第九号)を当該届出をした者に交付する。

(平一六規則三二・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第八条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(様式第十号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第九条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請書(様式第十一号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る合併又は分割の認可の申請)

第十条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十一条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(産業廃棄物再生輸送業の指定)

第十二条 省令第九条第二号の指定(以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。)は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生輸送業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生輸送業指定申請書(様式第十四号)を知事に提出しなければならない。

一 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

二 事務所及び事業場の所在地

三 取り扱う産業廃棄物の種類

四 再生利用の目的

五 事業の用に供する施設の種類及び数量

六 取引先

七 再生により得られる製品の種類及び用途

八 業務に従事する人員

3 前項の申請書(第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。)には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 事業計画の概要を記載した書類

二 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

三 申請者が前号に掲げる施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

四 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

五 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

六 省令第十条の三第二号の指定(以下「産業廃棄物再生活用業の指定」という。)を受けた者が申請する場合には、当該指定を受けたことを証する書類

七 前号に規定する者の委託を受けて再生輸送(再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ)の収集又は運搬をいう。以下同じ。)を業として行おうとする者が申請する場合には、同号に規定する者との委託関係を証する書類及び同号に規定する者が産業廃棄物再生活用業の指定を受けたことを証する書類

4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生輸送業の指定をするものとする。

一 再生活用(再生利用されることが確実であると知事が認めた産業廃棄物のみ)の処分をいう。以下同じ。)を業として行う者が自ら再生輸送を行い、又は再生活用を業として行う者の委託に基づき再生輸送を行うこと。

二 再生輸送を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。

三 再生輸送において、生活環境保全上の支障が生じないこと。

5 産業廃棄物再生輸送業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、産業廃棄物再生輸送業の指定をしたときは、産業廃棄物再生輸送業指定

証(様式第十五号)を当該指定の申請をした者に交付する。

(平一二規則一七・一部改正、平一六規則三二・旧第三条繰下・一部改正、平一七規則一四・一部改正)

(産業廃棄物再生活用業の指定)

第十三条 産業廃棄物再生活用業の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 産業廃棄物再生活用業の指定(前項の規定による指定の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物再生活用業指定申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 二 事務所及び事業場の所在地
- 三 取り扱う産業廃棄物の種類
- 四 再生利用の目的
- 五 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- 六 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- 七 取引先
- 八 再生により得られる製品の種類及び用途
- 九 業務に従事する人員

3 前項の申請書(第一項の規定による指定の更新の申請書を除く。)には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 排出者との取引関係を記載した書類
- 二 再生活用の処理工程図
- 三 再生輸送を委託する場合には、委託関係を記載した書類
- 四 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 五 前条第三項第一号から第五号までに掲げる書類及び図面

4 知事は、第二項の規定による申請が次の各号に適合していると認めるときは、産業廃棄物再生活用業の指定をするものとする。

- 一 産業廃棄物を無償で引き取ること。
- 二 再生活用を確実に遂行するための施設、人員等を備えていること。
- 三 引き取られた産業廃棄物は、すべて再生活用の用に供されること。
- 四 排出者との取引関係が確立しており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- 五 再生活用において、生活環境保全上の支障が生じないこと。
- 六 再生活用において生ずる廃棄物の処理を的確に遂行できること。

5 産業廃棄物再生活用業の指定には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

6 知事は、産業廃棄物再生活用業の指定をしたときは、産業廃棄物再生活用業指定証(様式第十七号)を当該指定の申請をした者に交付する。

(平一六規則三二・旧第四条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の変更の指定申請)

第十四条 産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生輸送業者」という。)は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の変更の指定を受けようとする者は、産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(様式第十八号)を知事に提出しなければならない。

3 第十二条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第二項」と読み替えるものとする。

4 産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者(以下「産業廃棄物再生活用業者」とい

う。)は、取り扱う産業廃棄物の種類を変更しようとするときは、変更の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 前項の変更の指定を受けようとするときは、産業廃棄物再生活用業変更指定申請書(様式第十九号)を知事に提出しなければならない。

6 前条第三項から第六項までの規定は、前項の規定による指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第十四条第四項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条第五項」と読み替えるものとする。

(平一六規則三二・旧第五条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の廃止又は変更の届出)

第十五条 産業廃棄物再生輸送業者又は産業廃棄物再生活用業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、その廃止又は変更のあった日から十日以内に、産業廃棄物再生輸送(活用)業廃止(変更)届出書(様式第二十号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

一 第十二条第二項第一号、第二号又は第四号から第七号までに規定する事項

二 第十三条第二項第一号、第二号又は第四号から第八号までに規定する事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 事業の一部を廃止した場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類

二 第十二条第二項第一号又は第十三条第二項第一号に規定する事項の変更の場合には第十二条第三項第四号又は第五号に掲げる書類

三 第十二条第二項第四号若しくは第七号又は第十三条第二項第四号若しくは第八号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類

四 第十二条第二項第五号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号に掲げる書類及び図面

五 第十三条第二項第五号又は第六号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第二号及び第三号並びに第十三条第三項第二号に掲げる書類及び図面

六 第十二条第二項第六号又は第十三条第二項第七号に規定する事項の変更の場合には、第十二条第三項第一号に掲げる書類及び同項第七号又は第十三条第三項第一号に掲げる書類

(平一六規則三二・旧第六条繰下・一部改正)

(再生輸送(活用)業の指定の取消し)

第十六条 知事は、産業廃棄物再生輸送業者が第十二条第四項各号に適合しないと認めたととき、又は産業廃棄物再生活用業者が第十三条第四項各号に適合しないと認めたとときは、その指定を取り消すことができる。

(平一六規則三二・旧第七条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置に係る特例による届出)

第十七条 省令第十二条の七の七第二項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置特例届出書(様式第二十一号)とする。

2 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、特例届出受理書(様式第二十二号)とする。

(平一六規則三二・追加)

(特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の変更等の届出)

第十八条 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、特例による一般廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設の種類の種類変更等届出書(様式第二十三号)を知事に提出して行うものとする。

(平一六規則三二・追加)

(設置の許可を受けた者の氏名等の変更の届出)

第十九条 省令第五条の四の二第一項又は第十二条の十の二第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあつては、

定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

(平九規則四四・平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第八条繰下、平一七規則一四・一部改正)

(届出台帳の様式)

第二十条 法第十九条の十第一項の台帳は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(様式第二十四号。以下「届出台帳」という。)とする。

(平九規則四四・平一〇規則七一・一部改正、平一六規則三二・旧第九条繰下・一部改正)

(届出台帳の閲覧)

第二十一条 届出台帳の閲覧を請求しようとする者は、一般(産業)廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(様式第二十五号)を地方振興局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出台帳の閲覧は、当該地方振興局において行うものとする。

3 届出台帳の閲覧時間は、福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、毎日午前八時四十五分から午後五時までとする。

4 届出台帳を閲覧する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 届出台帳は、地方振興局の外に持ち出さないこと。

二 届出台帳は、丁寧に取り扱い、破損、汚損、加筆等をしないこと。

5 地方振興局長は、前項の規定に違反した者に対して、その閲覧を停止し、又は禁止するものとする。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録)

第二十二条 法第二十条の二第一項に規定する登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第二十六号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業場の図面並びに省令第十六条の三第一号から第五号までに規定する書類及び図面を添付するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第十五条第一項第五号及び省令第十六条の三第六号に規定する資料及び書類として次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

二 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

三 事務所及び事業場の位置図

四 事業の用に供する施設の設計計算書

五 申請者が、事業の用に供する施設の所有権又は当該施設を使用する権原を有することを証する書類

3 知事は、法第二十条の二第一項の規定により登録をしたときは、当該登録の申請をした者に廃棄物再生事業者登録証明書(様式第二十七号)を交付する。

4 令第十八条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第二十八号)に次に掲げる書類及び図面を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

一 届出者が法人の場合であって、名称、住所又は代表者の氏名の変更にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 届出者が個人の場合であって、氏名又は住所の変更にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

三 事務所及び事業場の所在地の変更にあっては、その位置図

四 事業の内容の変更にあつては、事業計画の概要を記載した書類

五 事業の用に供する施設の変更にあつては、その変更内容を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

5 令第十九条の規定による廃止、休止又は再開の届出は、登録廃棄物再生事業者廃止(休止・再開)届出書(様式第二十九号)を知事に提出することにより行わなければならない。

(平一二規則一一七・一部改正、平一六規則三二・旧第十一条繰下・一部改正、平一七規則一四・一部改正)

(事故の状況等の届出)

第二十三条 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、特定処理施設事故状況等届出書(様式第三十号)を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、事故が発生した場所及びその影響範囲等を明らかにした図面を添付しなければならない。

(平一七規則一四・追加)

(書類の提出部数及び経由)

第二十四条 県内に主たる事務所及び事業場を有しない場合を除き、法、令、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、正副二通とし、主たる事務所又は事業場の所在地を所轄する地方振興局長を経由しなければならない。

(平九規則四四・一部改正、平一六規則三二・旧第十二条繰下・一部改正、平一七規則一四・旧第二十三条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和五十三年福島県規則第十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則の施行の際現に旧規則第二条第三項の規定により交付されている受理書は、第一条の規定により交付された受理書とみなす。

福井県

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成十三年三月三十日
福井県規則第二十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年福井県規則第三十九号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)の施行については、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第二条 法第八条第二項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書([様式第一号](#))によるものとする。

- 2 知事は、法第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、または法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証([様式第二号](#))を交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第三条 省令第四条の四第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書([様式第三号](#))によるものとする。

(特定一般廃棄物処理施設の状況等の報告)

第四条 省令第四条の十七の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書([様式第四号](#))によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第五条 省令第五条の三第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書([様式第五号](#))によるものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第六条 省令第五条の四の二第一項および省令第五条の九の二第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書([様式第六号](#))によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第七条 省令第五条の五第一項および省令第五条の十第一項の届出書は、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書([様式第七号](#))によるものとする。

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第八条 省令第五条の五の二第一項および省令第五条の十の二第一項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書([様式第八号](#))によるものとする。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第九条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書([様式第九号](#))によりするものとする。

(平一八規則九・一部改正)

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第十条 省令第五条の八第一項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書([様式第十号](#))によるものとする。

(平一八規則九・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第十一条 省令第五条の十一第一項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書([様式第十一号](#))によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る合併または分割の申請)

第十二条 省令第五条の十二第一項の申請書は、合併・分割認可申請書(様式第十二号)によるものとする。

(一般廃棄物処理施設に係る相続の届出)

第十三条 省令第六条第一項の届出書は、相続届出書(様式第十三号)によるものとする。

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第十四条 省令第十二条の七の七第一項の届出書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(様式第十四号)によりするものとする。

2 省令第十二条の七の七第四項の受理書は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(様式第十五号)によるものとする。

3 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(様式第十六号)によりするものとする。

(平一六規則二二・追加)

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第十五条 政令第十七条第一項の申請書は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第十七号)によるものとする。

2 政令第十九条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第十八号。以下「登録証明書」という。)によるものとする。

3 政令第二十条の規定による届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(様式第十九号)によりするものとする。

4 政令第二十一条の規定による届出は、廃棄物再生事業者事業場廃止(休止・再開)届出書(様式第二十号)によりするものとする。

(平一六規則二二・旧第十四条繰下・一部改正、平一六規則七五・一部改正)

(許可証等の再交付の申請等)

第十六条 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の規定により許可を受けた者または法第二十条の二第一項の登録を受けた者(以下これらを「許可等を受けた者」という。)は、それぞれ交付された許可証または登録証明書(以下「許可証等」という。)を破り、汚し、もしくは失ったとき、または当該許可証等に掲げる届出事項を変更したときは、許可証等再交付申請書(様式第二十一号)に当該許可証等を添えて(許可証等を失ったときを除く。)、その再交付を申請することができる。

2 許可等を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに許可証等(第三号の場合にあっては、発見した許可証等)を知事に返納(事業の休止または停止の場合は、休止または停止の期間中の一時返納)しなければならない。

一 法第八条第一項、第十四条第一項および第六項、第十四条の四第一項および第六項ならびに第十五条第一項の許可(以下この号において「許可」という。)ならびに法第二十条の二第一項の登録を取り消されたとき、または許可が失効したとき。

二 許可または登録に係る事業または施設の全部を廃止または休止したとき。

三 許可に係る事業または施設使用の停止を命ぜられたとき。

四 前項の再交付を受けた場合において、失った許可証等を発見したとき。

(平一六規則二二・旧第十五条繰下・一部改正)

(許可等の更新の申請時期)

第十七条 前条第一項に規定する許可等を受けた者は、当該許可等の有効期間の満了の後引き続き当該許可等に係る業を行おうとするときは、当該許可等の有効期間が満了する一月前までに、当該許可等の更新の申請書を知事に提出しなければならない。

(平一六規則二二・旧第十六条繰下)

(提出書類の部数および経由)

第十八条 法、政令、省令およびこの規則の規定により提出する書類の部数は、正

本一部および副本一部(政令第五条の二に規定する一般廃棄物処理施設に係る法第八条第一項の許可および法第九条第一項の許可の申請ならびに政令第七条の二に規定する産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可および法第十五条の二の五の許可の申請にあつては、正本一部および副本十部)とし、[別表](#)の上欄に掲げる書類についてそれぞれ[同表](#)の下欄に掲げる保健所長を経由して知事に提出するものとする。

(平一六規則二二・旧第十七条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則第七条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書は、新規則第十四条第二項の規定により交付された廃棄物再生事業者登録証明書とみなす。

附 則(平成一六年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書および届出書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成一六年規則第七五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成一八年規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年三月三日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 改正前の児童福祉法施行細則、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則、行旅病人、行旅死亡人およびその同伴者の救護ならびに取扱規則、福井県団体営土地改良事業補助金交付規則、福井県立自然公園条例施行規則、身体障害者福祉法施行細則、福井県県税犯則事件取締執行規則、災害救助法施行細則、福井県県税条例施行規則、知的障害者福祉法施行細則、老人福祉法施行細則、福井県屋外広告物条例施行規則、福井県訓練手当支給規則、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則、福井県消防賞じゅつ金および殉職者特別賞じゅつ金規則、福井県市町村振興資金貸付基金条例施行規則、土地改良法施行細則、福井県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則、福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則、福井県自然環境保全条例施行規則、母子及び寡婦福祉法施行細則、生活保護法施行細則、福井県ふるさと海浜公園の設置および管理に関する条例施行規則、福井県青少年愛護条例施行規則、福井県福祉のまちづくり条例施行規則、特定非営利活動促進法施行細則、福井県環境影響評価条例施行規則、介護保険法施行細則、福井県介護保険財政安定化基金条例施行規則、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則、福井県土採取規制条例施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、福井県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則、およ

び福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例の規定に基づき安全安心センターの指定の手続および特定住宅団地等を定める規則に定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

千葉県

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(略)

(再生利用業の指定申請等)

第十一条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号の規定による指定（以下「指定」という。）の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した再生利用業指定申請書（別記[第五号様式](#)）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の範囲
- 三 事務所及び事業場の所在地
- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係
- 2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
 - 一 事業計画の概要を記載した書類
 - 二 産業廃棄物の取引関係を記載した書類
 - 三 業務の委託関係を記載した書類
 - 四 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - 五 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - 六 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、当該施設の使用する権原を有すること）を証する書類
 - 七 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - 八 申請者が個人である場合には、住民票の写し
 - 九 申請者の履歴を記載した書類（法人にあつては、業務の経歴及び役員の履歴を記載した書類）
 - 十 その他知事が必要と認めるもの

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号・一七年二五号〕

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第十二条 再生利用指定業者（指定を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定に係る再生利用業の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書（別記[第六号様式](#)）に前条第二項に掲げる書類及び図面で、変更後のものを添付して行うものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔昭和五五年規則二一号・六一年一八号・平成五年一三号〕

(指定の期限等)

第十三条 指定及び前条の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

追加〔平成五年規則一三号〕

(指定証の交付)

第十四条 知事は、指定をしたとき、又は第十二条第一項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証（別記[第七号様式](#)。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成五年規則一三号〕

(再生利用業に係る変更の届出)

第十五条 再生利用指定業者は第十一条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について変更をしたときは、再生利用業変更届出書（別記[第八号様式](#)）により、当該変更の日から十日以内に知事に届け出るものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（再生利用業の廃止の届出）

第十六条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用業廃止届出書（別記[第九号様式](#)）により、当該廃止の日から十日以内に知事に届けるものとする。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（再生利用業の実績の報告）

第十七条 再生利用指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の再生利用業に係る実績を別に定める様式により知事に報告しなければならない。

追加〔昭和五四年規則一号〕、一部改正〔平成五年規則一三号〕
（一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る設置の届出）

横浜市

○横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成 5 年 2 月 25 日
規則第 5 号

(略)

(再生利用個別指定業)

第 32 条 省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第 29 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第 30 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前 2 項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第 31 号様式)を申請者に交付するものとする。
 - 4 指定業者は、第 1 項及び第 2 項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第 32 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。
 - 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第 33 号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。
 - 7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。
 - 8 市長は、指定業者が省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第 35 号様式)により、指定を取り消すことができる。
 - 9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。
 - (1) 指定を取り消されたとき。
 - (2) 指定業を廃止したとき。
 - (3) 第 2 項の規定による事業範囲の変更の指定又は第 4 項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受けるとき。
- (平 5 規則 102・一部改正)

高知市

○高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(平成 16 年 2 月 1 日規則第 10 号)

高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成 10 年規則第 67 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第 2 条 法第 8 条第 2 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第 1 号様式)によるものとする。

[\[第 1 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可)

第 3 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は第 9 条第 1 項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置・変更)許可証(第 2 号様式)を交付するものとする。

[\[第 9 条第 1 項\]](#) [\[第 2 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第 4 条 省令第 4 条の 4 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(第 3 号様式)によるものとする。

[\[第 3 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査等)

第 5 条 市長は、法第 8 条の 2 第 5 項(法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により使用前の検査をし、法第 8 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第 6 条 省令第 5 条の 3 第 1 項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第 4 号様式)によるものとする。

[\[第 4 号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第 7 条 省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第 5 号様式)によるものとする。

[\[第 5 号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分の終了の届出)

第 8 条 省令第 5 条の 5 第 1 項及び第 5 条の 10 第 1 項に規定する届出書は、一般廃棄物の最終処分場埋立処分終了届出書(第 6 号様式)によるものとする。

[\[第 6 号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第9条 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項に規定する申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(第7号様式)によるものとする。

[\[第7号様式\]](#)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第10条 市長は、法第9条第5項の規定により一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準命令」という。)第1条第3項に規定する技術上の基準に適合していることについて確認したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(第8号様式)により行うものとする。

[\[第8号様式\]](#)

(市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認)

第12条 第10条の規定は、市の設置に係る一般廃棄物の最終処分場について準用する。この場合において、同条中「法第9条第5項」とあるのは「法第9条の3第10項において読み替えて準用する法第9条第5項」と読み替えるものとする。

[\[第10条\]](#)

(市の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第13条 省令第5条の8第1項に規定する届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(第9号様式)によるものとする。

[\[第9号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第14条 省令第5条の11第1項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書(第10号様式)によるものとする。

[\[第10号様式\]](#)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可)

第15条 市長は、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けを許可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(合併又は分割の認可の申請)

第16条 省令第5条の12第1項に規定する申請書は、合併・分割認可申請書(第11号様式)によるものとする。

[\[第11号様式\]](#)

(合併又は分割の認可)

第17条 市長は、法第9条の6第1項の規定により許可施設設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(相続の届出)

第18条 省令第6条第1項に規定する届出書は、相続届出書(第12号様式)によるものとする。

[\[第12号様式\]](#)

(再生利用業の指定申請等)

第19条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は省令第9条第2号若しくは第10条の3第2号に規定する指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、再生利用業指定申請書(第13号様式)

式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

[\[第13号様式\]](#)

(再生利用業の事業範囲の変更の認定申請等)

第20条 指定を受けた者(以下「再生利用指定業者」という。)は、指定に係る事業の範囲の変更をしようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、再生利用業変更認定申請書(第14号様式)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

[\[第14号様式\]](#)

(指定の期限等)

第21条 指定及び前条第1項の認定には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

(指定証の交付)

第22条 市長は、指定をし、又は第20条第1項の規定による認定をしたときは、再生利用業指定証(第15号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

[\[第20条第1項\]](#) [\[第15号様式\]](#)

(再生利用業に係る変更の届出)

第23条 再生利用指定業者は、第19条の規定による申請の内容(事業の範囲を除く。)に変更が生じたときは、速やかに再生利用業変更届出書(第16号様式)により市長に届け出なければならない。

[\[第19条\]](#) [\[第16号様式\]](#)

(再生利用業の廃止の届出)

第24条 再生利用指定業者は、その産業廃棄物の再生利用の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、速やかに再生利用業廃止届出書(第17号様式)により市長に届け出なければならない。

[\[第17号様式\]](#)

(産業廃棄物処理施設に係る準用規定)

第25条 第5条、第10条及び第15条の規定は、産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に定める字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条 第8条の2第5項 第15条の2第5項

第9条第2項 第15条の2の4第2項

第8条第2項 第15条第2項

第10条第9条第5項 第15条の2の4第3項において読み替えて準用する法第9条第5項

第1条第3項 第2条第3項

第15条第9条の5第1項 第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項

[\[第5条\]](#) [\[第10条\]](#) [\[第15条\]](#)

(埋立終了の最終処分場に係る届出台帳の閲覧等)

第26条 法第19条の10第1項に規定する最終処分場の台帳は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳(第18号様式)によるものとする。

[\[第18号様式\]](#)

2 法第 19 条の 10 第 3 項の規定による閲覧の請求は、廃棄物最終処分場埋立終了届出台帳閲覧請求書(第 19 号様式)により行うものとする。

[第 19 号様式]

(許可証等の書換えによる交付等)

第 27 条 一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証, 指定証, 産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第 7 号), 産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 9 号), 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証(省令様式第 13 号), 特別管理産業廃棄物処分業許可証(省令様式第 15 号)又は産業廃棄物処理施設設置(変更)許可証(省令様式第 20 号)(以下「許可証等」という。)の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当し, かつ, 当該許可証等の記載事項に変更が生じたときは, 当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出(事業の全部の廃止に係るものを除く。)をしたとき。
- (2) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により氏名又は住所(法人にあっては, その名称若しくは代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更に係る届出をしたとき。
- (3) 第 23 条の規定による届出をしたとき。

[第 23 条]

- (4) 第 24 条の規定により事業の一部の廃止に係る届出をしたとき。

[第 24 条]

2 市長は, 前項の規定による返納を受けたときは, 当該変更に係る記載事項を書き換えた許可証等を当該返納した者に交付するものとする。

(許可証等の返納)

第 28 条 許可証等の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当したときは, 当該許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 4 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による廃止の届出をしたとき。
- (2) 法第 9 条の 2 第 1 項又は法第 15 条の 3 の規定による許可の取消しがあったとき。
- (3) 法第 14 条第 2 項若しくは第 5 項又は法第 14 条の 4 第 2 項若しくは第 5 項の規定により許可が効力を失ったとき。
- (4) 法第 14 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項又は法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する法第 7 条の 2 第 3 項の規定による事業の全部の廃止の届出をしたとき。
- (5) 法第 14 条の 3(法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しがあったとき。
- (6) 第 21 条に規定する期限の到来により指定の効力を失ったとき。

[第 21 条]

2 許可証等の交付を受けた者は, 次の各号のいずれかに該当したときは, 変更前の許可証等を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第 9 条第 1 項, 第 14 条の 2 第 1 項, 第 14 条の 5 第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 4 第 1 項の規定による変更の許可を受け, かつ, 第 3 条の規定による一般廃棄物処理施設の設置(変更)許可証の交付を受け, 又は省令第 10 条の 2, 第 10 条の 6, 第 10 条の 14, 第 10 条の 18 若しくは第 12 条の 5 の規定による許可証の交付を受けたとき。

[第3条]

(2) 第20条第1項の規定による認定に係る指定証の交付を受けたとき。

[第20条第1項]

(産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出等)

第29条 法第15条の2の4の規定により産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出を行おうとする者は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(第20号様式)により市長に届け出なければならない。

[第20号様式]

2 市長は、前項の届出を受理したときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出受理書(第21号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

[第21号様式]

3 第1項の届出事項に変更等があったときは、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更(廃止)届出書(第22号様式)により市長に届け出なければならない。

[第22号様式]

(提出書類等の部数)

第30条 法、省令及びこの規則により市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2通とする。

(その他)

第31条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

長崎市

○長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成 6 年 5 月 31 日
規則第 42 号

(略)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第 20 条 市長は、法第 8 条第 1 項又は法第 9 条第 1 項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証(第 27 号様式)を交付するものとする。(平 13 規則 60・追加、平 13 規則 87・旧第 19 条繰下)

(許可証の再交付)

第 21 条 第 18 条の規定による許可証の交付を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第 10 条の 2、第 10 条の 6、第 10 条の 14 若しくは第 10 条の 18 の規定による許可証の交付を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)又は第 20 条若しくは省令第 12 条の 5 の規定による許可証の交付を受けた者(以下「施設設置者」という。)は、当該交付を受けた許可証を汚損し、き損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書(第 28 号様式)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証を汚損し、又はき損したときの許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該許可証を添えなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 15 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 19 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 18 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 20 条繰下・一部改正)

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

第 22 条 一般廃棄物処理業者は、法第 7 条の 2 第 3 項の規定により一般廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令第 2 条の 6 第 1 項に定める事項を変更したときは、一般廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(第 29 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 16 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 20 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 19 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 21 条繰下)

(許可証の返還)

第 23 条 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の期間が経過したとき。
 - (2) 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の全部を廃止したとき、又は施設設置者が処理施設を廃止したとき。
 - (3) 法第 7 条の 2 第 1 項、法第 9 条第 1 項、法第 14 条の 2 第 1 項、法第 14 条の 5 第 1 項又は法第 15 条の 2 の 5 第 1 項に規定する変更の許可に係る許可証の交付を受けたとき。
 - (4) 許可を取り消されたとき。
 - (5) 許可証を亡失したことにより第 21 条の規定による許可証の再交付を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者又は施設設置者が亡失した許可証を発見したとき。
- 2 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の停止を命ぜられたとき、又は施設設置者が処理施設の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返還しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 18 条繰下、平 11 規則 65・一部改正、平 12 規則 65・旧第 22 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 20 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 22 条繰下・一部改正、平 16 規則 7・一部改正)

(再生利用業の指定の申請等)

第 24 条 省令第 2 条第 2 号、省令第 2 条の 3 第 2 号、省令第 9 条第 2 号及び省令第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第 30 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第 31 号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。この場合において、市長は、前項の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 指定証の交付を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするとき(事業の一部の廃止であるときを除く。)は、市長に当該指定の範囲の変更の指定の申請をしなければならない。

4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(第 32 号様式)により行うものとする。

5 第 2 項の規定は、第 3 項の事業の範囲の変更の指定について準用する。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 23 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 21 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 23 条繰下)

(再生利用業の指定の基準)

第 25 条 前条第 1 項又は第 3 項に規定する指定を行う場合の基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 再生輸送(再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合

ア 再生利用されることが確実な廃棄物(以下「再生対象廃棄物」という。)の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。

イ 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 2 又は省令第 10 条に規定する基準に適合するものであること。

ウ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生輸送が営利を目的としないものであること。

エ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。

オ 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(2) 再生活用(再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合

ア 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。

イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第 2 条の 4 又は省令第 10 条の 5 に規定する基準に適合するものであること。

ウ 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。

エ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生活用が営利を目的としないものであること。

オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

カ 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

キ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

ク 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 24 条繰上、平 13 規則 60・旧第 22 条繰下、平 13 規則 87・旧第 24 条繰下、平 16 規則 7・一部改正)

(再生利用業の廃止の届出等)

第 26 条 再生利用個別指定業者が、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書(第 33 号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、事業の範囲の一部の廃止の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 25 条繰上、平 13 規則 60・旧第 23 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 25 条繰下)

(再生利用業に係る変更の届出等)

第 27 条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項の変更をしたときは、再生利用個別指定業変更届出書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称
- (3) 事務所及び事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係

2 前項の場合において、指定証の書き換えを必要とするときは、市長は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 26 条繰上、平 13 規則 60・旧第 24 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 26 条繰下)

(指定証の再交付)

第 28 条 再生利用個別指定業者は、指定証を汚損し、き損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書(第 35 号様式)を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、指定証を汚損し、又はき損したときの指定証の再交付をしようとする者は、当該指定証を添えなければならない。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 27 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 25 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 27 条繰下)

(再生利用業の指定の取消し等)

第 29 条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 28 条繰上、平 13 規則 60・旧第 26 条繰下、平 13 規則 87・旧第 28 条繰下)

(指定証の返還)

第 30 条 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 第 24 条第 5 項の規定により変更の指定を受けたとき。
- (2) 指定を取り消されたとき。
- (3) 指定証を亡失したことにより第 28 条の規定による指定証の再交付を受けた再生利用個別指定業者が、亡失した指定証を発見したとき。

(平 11 規則 65・追加、平 12 規則 65・旧第 29 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 27 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 29 条繰下・一部改正)

(報告)

第 31 条 一般廃棄物処理業者は、毎月の実績を記載し、翌月の 10 日までに、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(第 36 号様式)又は一般廃棄物処分業務実績報告書(第 37 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 19 条繰下・一部改正、平 11 規則 65・旧第 23 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 30 条繰上・一部改正、平 13 規則 60・旧第 28 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 30 条繰下)

(身分証明書の携帯)

第 32 条 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する職員は、一般廃棄物処理手数料徴収員証(第 38 号様式)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平 10 規則 43・旧第 20 条繰下、平 11 規則 65・旧第 24 条繰下・一部改正、平 12 規則 65・旧第 31 条繰上、平 13 規則 60・旧第 29 条繰下・一部改正、平 13 規則 87・旧第 31 条繰下)

(委任)

第 33 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 10 規則 43・旧第 21 条繰下、平 11 規則 65・旧第 25 条繰下、平 12 規則 65・旧第 32 条繰上、平 13 規則 60・旧第 30 条繰下、平 13 規則 87・旧第 32 条繰下)